

1 難民と認定した事例

【事例 1】

申請者は、本国において一定の社会的影響力のある職業に就いていたものであり、本邦入国後、反政府団体に所属し、デモや集会への参加のほか、反政府的な記事を執筆するなどの政治活動を行っていることなどから、帰国すれば本国政府による迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

申請者が、反政府団体に所属し、民主化運動に参加していることは、提出資料及び供述から事実と認められるほか、実名及び本国において就いていた特定の職業を明らかにして本国政府を批判する論文を執筆し公表していること、また、本国で新たに制定された法律に関する批判的な講演を数回行っていることが認められる。

このため、申請者が本国政府から反政府活動家として個別・具体的に把握されている可能性が高く、申請者が帰国した場合に、「政治的意見」を理由として迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有すると認められるなど、難民条約及び同議定書第 1 条に規定する難民に該当すると認められた。

【事例 2】

申請者は、本国において、反政府組織に加入していたこと、少数派宗教を信仰していることを理由に、帰国すれば本国政府による迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

本国の反政府組織の中では役職に就いておらず、単なる一般メンバーにすぎないものの、申請者は、その職業に関して比較的著名人であるため、本国政府からその活動が個別に把握されていた蓋然性があると認められること、また、本国では申請者が信仰する宗派の信徒が本国政府に不合理に逮捕されるなどしている状況が認められるため、申請者が帰国した場合に、「政治的意見」及び「宗教」を理由として迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有すると認められるなど、難民条約及び同議定書第 1 条に規定する難民に該

当すると認められた。

【事例3】

申請者は、本邦において、反政府団体に所属し、同団体の機関誌の発行や、インターネットラジオで同団体の活動を放送する活動に携わっていたこと、本邦の民放テレビのニュース番組で自身の反政府活動の様子が全国放送されたことなどから、帰国すれば本国政府による迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

申請者は、提出した資料等から、民放テレビのニュース番組において、申請者が所属する団体でデモ活動等を行っている様子や、インタビューにおいて本国政府を批判する内容の発言を行っている様子が実名入りで放送されていることが確認された。

よって、申請者が本国政府から反政府活動を行う者として個別・具体的に把握されている可能性は否定できず、申請者が帰国した場合に、「政治的意見」を理由として迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有すると認められるなど、難民条約及び同議定書第1条に規定する難民に該当すると認められた。